

各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府 民間資金等活用事業推進室長（公印省略）

「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」の改定について

平素より PPP/PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、内閣府では、民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会における審議を踏まえて、下記のとおり、「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」（以下「手引」という。）添付資料1）を改定いたしました。

優先的検討規程につきましては、「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」（令和3年6月21日府政経シ第401号・総行地第92号）の通知のとおり、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和3年6月18日に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が改定され、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められる地方公共団体が、人口20万人以上の団体から人口10万人以上の団体に拡大されました。

今般、手引改定にあたり、人口20万人未満の地方公共団体においても、円滑かつ実効的に優先的検討が行われるよう優先的検討規程を策定する際に参考となる取組を追加するなど、見直しを行いました。また、併せて、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）において、PPP/PFI は、新しい資本主義における「新たな官民連携」の柱となるものであり、PPP/PFI が自律的に展開するための基盤形成に向けて、地域における活用拡大及び継続的活用や、活用対象の拡大など、多様な PPP/PFI の展開への取組が示されており、優先的検討においても、これらの観点を踏まえた内容の充実を図っています。

本手引は、新たに優先的検討規程を策定する団体のみならず、既存の規程の見直しや運用を行う際にも有効になるものです。貴団体におきまして、優先的検討規程の導入促進及び的確な運用が図られるよう、本手引を積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

※なお、本手引につきましては、以下内閣府 HP に掲載しておりますのでご参照ください。

https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html

【添付資料】

- ・ PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引（令和 4 年 9 月）
- ・ 参考資料 優先的検討既定策定の手引改定について